

大阪市告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

大阪市長 横山英幸

路線名	起点 終点
旭区第2026-01号線	旭区太子橋3丁目280番の18地先 同区太子橋1丁目1706番の9地先  (別紙参考図参照)

(建設局総務部管財課)